

千葉シティ5BEACH 観光PR大使報酬支払基準

(目的)

- 1 この基準は、千葉シティ5BEACH（ファイブビーチ）観光PR大使（アンバサダー）（以下「観光PR大使」という）が公益社団法人千葉市観光協会の認めた観光行事等に参加した際の、観光PR大使に支払う報酬の基準について定めるものとする。

(報酬の対象)

- 2 報酬を支払う対象は、次に定める観光PRに関する活動とする。

- (1) 千葉市内外で本市の観光情報などを発信するプロモーション活動
- (2) メディア出演及び取材対応
- (3) SNSなどを活用した月2回以上の情報発信
- (4) 観光PR大使の資質を高めるための研修、ミーティング
- (5) 前4号に掲げるもののほか、観光PR大使としての存在価値が発揮できる役割が与えられた活動、千葉市の観光振興または集客に寄与すると公益社団法人千葉市観光協会会長が判断できる活動

(報酬の基準)

- 3 観光PR大使に支払う報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第5号に定める活動

- ア 半日（1日における、休憩及び食事に要した時間を除いた、集合から活動終了までの時間（以下「活動時間」という。）が4時間未満）
・・・5,568円。このうち568円を源泉徴収し、5,000円を支払う。
- イ 1日（活動時間4時間以上）・・・11,137円。このうち1,137円を源泉徴収し、10,000円を支払う。
- ウ 1日で複数の観光PR活動を行う場合・・・各PR活動の活動時間の合計に応じた額とする。

- (2) 前項第3号に定める活動 1か月につき5,568円。このうち568円を源泉徴収し、5,000円を支払う。

(3) 前項第4号に定める活動

ア 半日（活動時間4時間未満）・・・2,784円。このうち284円を源泉徴収し、2,500円を支払う。

イ 1日（活動時間4時間以上）・・・5,568円。このうち568円を源泉徴収し、5,000円を支払う。

（その他）

4 その他必要な事項は、公益社団法人千葉市観光協会が適宜決定する。

この報酬支払基準は、令和元年6月12日から施行する。